

令和5年10月20日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
環境大臣  
内閣官房長官  
復興大臣  
原子力規制委員会委員長

様

盛岡市内丸10番1号  
岩手県議会議員 工藤大輔

### ALPS処理水の海洋放出開始に伴う安心の確保と風評対策を求める 意見書

ALPS処理水の海洋放出開始に伴い、安心の確保と風評対策を講ずるよう強く要望する。

#### 理由

国は、第6回廃炉・汚染水・処理対策関係閣僚等会議において、東京電力福島第一原子力発電所の構内に保管されているALPS処理水について、8月24日から海洋放出を開始することを決定した。東京電力ホールディングス（株）（以下「東京電力」という。）は、安全性を確認しながら段階的に処理水の海洋放出を進めているところである。

今回の処理水放出に伴い、中国における輸入停止措置のほか、新たな風評が生じており、本県沿岸被災地の地域経済の活性化に不可欠な水産業に影響を及ぼしている。

国の責任において、ALPS処理水の取扱いに関して、更なる安心の確保と風評対策を実施する必要がある。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 処理水の海洋放出は長期間にわたる取組が必要であることから、測定結果や環境モニタリング結果など、国民に対する分かりやすい情報発信を強化するとともに、国際原子力機関（IAEA）等と連携し、科学的な事実に基づく情報を積極的に発信し、国内外の理解醸成に努めること。
- 2 いまだに根強く残る原発事故の風評に加え、処理水の海洋放出により、更なる風評が上乘せされることがないように、風評対策を徹底すること。また、事業者が安心してなりわいを継続できるよう、処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画の実施状況を確認しながら、追加対策や支援内容の

見直しを含め、必要な対策を機動的に講じていくこと。そうした対策を講じても、更なる風評被害が発生する場合には、東京電力に対し迅速かつ確実な賠償を行うよう指導するなど、最後まで責任を持って対応するよう求めること。  
上記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。